

災害対策に関する諸問題を 専門士業の知識を結集して解決に導く!

専門士業と考える

弁護士のための マンション災害対策

災害復興まちづくり支援機構付属マンション問題研究会 [編著]

A5判/288頁 定価:本体2,900円+税



本書の特長

- ◆マンション災害対策に関する専門士業（弁護士、マンション管理士、技術士、建築家、土地家屋調査士、弁理士）の知識を結集した一冊です!
- ◆マンション災害に特化し、関連する法的論点の解説に限らず、法律問題以外の周辺知識を合わせて解説しています!
- ◆マンション災害に関し、弁護士が知っておくべき専門知識を総合的に押さえ、具体的なQ&Aで解説していますので、実務で即活用できます!

『弁護士のための水害・土砂災害対策QA
—大規模災害から通常起こり得る災害まで—』

(日本弁護士連合会災害復興支援委員会 [編著]) も好評発売中!!



第一法規

東京都港区南青山2-11-17 〒107-8560
<http://www.daiichihoki.co.jp>

Tel. 0120-203-694
Fax. 0120-302-640

平常時から緊急時、復興期まで 弁護士にとって必要な専門知識を 網羅した決定版！

目次

第1部 平常時

- 1：委員会の設置（住民の組織化）
- 2：災害に備える名簿の整備
- 3：保険
- 4：耐震診断等
- 5：建築設備
- 6：備蓄
- 7：訓練
- 8：マニュアル
- 9：耐震改修工事
- 10：建替え

第2部 緊急時

- 1：ライフラインやシステムの利用
- 2：災害発生直後の行動
- 3：被災者流入への対応

第3部 復興期

- 1：建物に関する損害賠償請求等法的責任について
- 2：登記関係
- 3：建物の復旧等

2 災害に備える名簿の整備

2 災害に備える名簿の整備

Q 1 2015年個人情報保護法とマンション管理組合の位置付け

KEYWORD 個人情報保護法、小規模事業者、管理、安全措置、個人情報取扱事業者

Q 2015年9月に改正された個人情報保護法によれば、「個人情報取扱事業者」に小規模事業者も含まれることになるということです。マンション管理組合における組合員や居住者の名簿などの取扱いには、どのような影響があるでしょうか。

A 個人情報保護法上の義務は「個人情報取扱事業者」に限って負担することになりますが、2015年の個人情報保護法改正により、除外規定を定めていた改正前2条3項5号（いわゆる「5000件要件」）が削除されました。これにより、個人情報を扱う数が少ない小規模事業者にも個人情報保護法上の各種義務が課されることになります。小規模なマンション管理組合であっても、個人情報保護委員会の監督に服したり、安全管理措置が必要となります。

解説

個人情報保護法が定めている各種義務規定は、民間部門の事業者を対象としています。正確には「個人情報取扱事業者」であり、個人情

25

法的論点から、マンションに関する技術的な専門知識までを総合的に解説！

第1部 平常時

Q 2 耐震診断の資料と見方

KEYWORD 構造設計図、構造耐震指標（Is）、構造耐震判定指標（Iso）

Q 耐震診断を受けるには何が必要なのかという相談をマンション管理組合から受けました。また、その耐震診断の結果の見方も含めて、どのように回答したらよいでしょうか。

A 耐震診断とは、既存建築物の「構造耐震指標（Is）」を算定し、「構造耐震判定指標（Iso）」と比較し、安全性を判定することです。それには、構造設計図と現地調査が必要となります。したがって、構造設計図がない場合は、構造図面の復元が必要となります。

鉄筋コンクリート造のマンションの場合、 $Is \geq 0.6$ の場合には安全であるとしています。

解説

1 構造設計図と現地調査

耐震診断は構造種別（鉄筋コンクリート造、鉄骨造、木造等）により耐震性の算定方法あるいは判定基準に違いがありますが、ここでは主に鉄筋コンクリート造（以下、「RC造」といいます。）について説明します。鉄骨鉄筋コンクリート造については、RC造に準じていると考えて差し支えありません。RC造の耐震診断は通常、第1次診断法、第2次診断法、第3次診断法のいずれかによります。診断次数が

詳細・お申し込みはコチラ
＜クレジットカードでもお支払いいただけます＞



第一法規 弁マンション災害

検索

CLICK!